

第14回

農業資材審議会飼料分科会飼料栄養部会

第14回農業資材審議会飼料分科会飼料栄養部会（家畜飼料）

令和6年3月19日（火）

10:01～11:28

農林水産省消費・安全局第1会議室（Web併催）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）飼料の公定規格の改正

- ① 飼料の公定規格の備考の3の別表第3における飼料の原料の可消化養分総量、代謝エネルギー等の設定について

ア 発酵加熱処理脱皮大豆油かす

イ 肉骨粉（牛肉骨粉、ビーフミール）

- ② 公定規格の備考の3の第2章に規定される可消化養分総量及び代謝エネルギーの計算方法の一部改正について

（2）その他

3. 閉 会

午前10時01分開会

○畜水産安全管理課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから農業資材審議会飼料分科会飼料栄養部会を開会いたします。

本日事務局を務めさせていただきます西村です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、事務局より本会議の注意事項などをお伝えいたします。

本会議はウェブ併催となっており、事務局と一部の委員、申請者以外はウェブ参加となっております。

開催に当たって、傍聴の方には注意点を申し上げます。

常時御自身のマイクはミュート、カメラはオフにし、チャット機能は御使用にならないようお願いいたします。これらを守っていただかず、進行の妨げになるような場合は御退席をお願いする場合がございます。円滑な議事運営のため、御協力いただけますようお願いいたします。

では、本部会の開催に当たりまして、事務局の畜水産安全管理課飼料安全・薬事室長の古川から御挨拶申し上げます。

○畜水産安全管理課飼料安全・薬事室長 飼料安全・薬事室の古川でございます。本日は、栄養部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より飼料全般に係る諸施策の推進に当たり、御指導、御鞭撻を賜り、誠にありがとうございます。

最近の飼料情勢としましては、今般、BSEの飼料規制の見直しの一環として、牛肉骨粉の鶏や豚の飼料への利用再開について、昨年10月の農業資材審議会に答申を頂いておりまして、昨年11月に食品安全委員会の方に評価依頼を行っております。

食品安全委員会の方におかれましては、本年2月にプリオン専門調査会において審議が終了した状況となっております。今後、その評価書案について食品安全委員会に報告され、パブリックコメント等の手続が進められる見込みではないかと考えております。

本日は、この前段御紹介いたしました牛肉骨粉と発酵脱皮大豆油かすの2品目について新たに可消化養分総量等の設定に係る御意見を伺いたいと考えております。

是非、闊達な御審議を頂きますようお願いを申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○畜水産安全管理課長補佐 古川室長、ありがとうございました。

では、本日の出席者について御紹介させていただきます。

まずは、審議会委員から、委員、臨時委員、専門委員の順に御紹介させていただきます。御紹介させていただく際に、委員の先生方はカメラをオンにしていただければと思います。

まず、東京大学の潮委員です。

○潮委員 潮です。よろしくお願いいたします。

○畜水産安全管理課長補佐 よろしくよろしくお願いいたします。

続いて、宮崎大学の川島委員です。

○川島委員 川島です。よろしくお願いいたします。

○畜水産安全管理課長補佐 農研機構の野中委員です。

○野中委員 野中です。よろしくお願いいたします。

○畜水産安全管理課長補佐 お願いします。

京都大学の舟場委員です。

○舟場委員 舟場です。どうぞよろしくお願いいたします。

○畜水産安全管理課長補佐 お願いします。

水研機構の奥委員です。

○奥委員 奥です。どうぞよろしくお願いいたします。

○畜水産安全管理課長補佐 お願いします。

愛媛大学の後藤委員です。

○後藤委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○畜水産安全管理課長補佐 よろしくお願いいたします。

東北大学の佐藤委員です。

○佐藤委員 よろしく申し上げます。

○畜水産安全管理課長補佐 よろしく申し上げます。

農研機構の山崎委員です。

○山崎委員 山崎です。よろしくお願いいたします。

○畜水産安全管理課長補佐 申し上げます。

本日、麻布大学の勝俣委員におかれましては欠席と御連絡を頂いております。また、オブザーバーとして、独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部飼料鑑定第一課、青山課長に御出席いただいております。

農林水産省からは先ほど御挨拶いたしました古川飼料安全・薬事室長のほか、事務局と

して畜水産安全管理課の飼料検査指導班が出席しております。

本日は、飼料栄養部会委員 9 名中 8 名に御出席いただいておりますので、農業資材審議会令第 7 条の規定に基づき、会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料ですが、画面共有させていただきました資料となっております。資料 1 から 4、資料 5 - 1 から 5 - 3、資料 6 - 1 から 6 - 3、そして参考資料 1 と 2 になっております。

本部会はペーパーレスでの開催とし、印刷物の配付は行っておりません。傍聴者の皆様には、事前に 3 月 11 日に当省ホームページに掲載しております資料をダウンロードすることをお願いしておりますので、そちらを適宜御参照ください。

なお、急遽ではありますが、資料 6 - 1 と 6 - 2 について資料の差し替えを行っております。こちらについてはホームページ上の資料の差し替えが間に合っておりませんので、本日は画面にて共有をさせていただき、後日、修正版を掲載し直させていただきます。

それでは、議事に移らせていただきます。

本来であれば、部会長に議事進行をお願いするべきところでございますが、委員改選に伴い、まだ部会長が選任されておられません。農業資材審議会令第 6 条に基づき、部会長は部会に所属する委員の互選により決定することとされています。どなたか部会長に立候補、又は御推薦を頂けないでしょうか。

舟場委員、お願いいたします。

○舟場委員 舟場です。

この分野に精通しておられます宮崎大学の川島知之委員を推薦したいと考えています。よろしく申し上げます。

○畜水産安全管理課長補佐 舟場委員、ありがとうございます。

ただいま舟場委員より川島委員を御推薦いただきましたが、委員の皆様方、いかがでしょうか。御承認いただける委員の方々は、挙手ボタンにより挙手をお願いいたします。

皆様方に御承認いただけましたので、川島委員に部会長が推薦されました。では、川島部会長、よろしく申し上げます。

この後の議事進行につきましては、川島部会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○川島部会長 ありがとうございます。ただいま紹介いただきました川島でございます。

委員の皆様のご協力によりまして、この審議会を円滑に運営してまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に事務局から利益相反関係に係る事前確認の結果と、動物実験に関する確認結果について、御報告をお願いいたします。

○畜水産安全管理課長補佐 平成28年8月9日付け農業資材審議会飼料分科会決定事項に基づき、審議会における利益相反関係について事前に確認をさせていただいております。その結果、いずれの委員におかれましても、今回の議題に係る申請者と利害関係がないことを確認いたしましたので、報告いたします。

また、申請書類に動物を用いた試験に関するデータを提出している全ての申請者に対し、当該動物実験が平成18年に農林水産省が定めました「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に準じた適切な方法で実施されていることを書面にて確認いたしましたことを併せて報告させていただきます。

○川島部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの報告につき、異議や御意見等ありましたら挙手をお願いいたします。

では、利益相反関係及び動物実験に関する取扱いについては、問題はないと判断いたします。

次に、事務局から資料について説明をお願いいたします。

○畜水産安全管理課長補佐 先ほども御説明いたしました、本会議はウェブ併催、また、ペーパーレス会議となっております。委員の皆様には、事前に資料をデータでお送りさせていただいております。また、先ほど御説明いたしましたように、急遽、差し替えの資料がありました資料6-1、6-2についても昨日送付させていただいております。

お送りした資料については、ホームページに掲載している公表資料のほか、社外秘のため非公表となっている資料があります。審議の中では両方の資料を使用する場合がありますが、委員限りの資料の内容について言及される場合はお気を付けください。

以上です。

○川島部会長 次に、事務局から諮問事項について説明をお願いいたします。

○畜水産安全管理課長補佐 諮問事項は、資料4と参考資料1を御参照ください。

審問文は資料4のとおりです。この諮問についての当部会の議決は、参考資料1の2ページ目、農業資材審議会令第6条第6項の規定に基づき、分科会の議決となります。

以上でございます。

○川島部会長 審議に入る前に、審議の進め方について説明します。

初めに、議事次第の2の(1)飼料の公定規格の改正の①飼料の公定規格の備考の3の別表第3における飼料の原料の可消化養分総量、代謝エネルギー等の設定について、2者2件の申請がありましたので、こちらの2件について審議します。

次に、議事次第2の(1)飼料公定規格の改正の②公定規格の備考の3の第2章に規定される可消化養分総量及び代謝エネルギーの計算方法の一部改正について審議します。

1件ごとに申請者から5から10分程度で申請資料について説明を頂いた後、事務局より公定規格の改正案について説明を受け、その後に質疑を行います。申請者は要点を絞って説明していただき、時間厳守でお願いいたします。

全ての案件の説明及び質疑が終了しましたら、20分ほどの予定で審議内容の整理を行います。審議内容の整理を行っている間は、申請者及び傍聴者は会議から一旦御退席いただきます。その際は事務局から案内があります。

審議再開後、審議結果の取りまとめを行うこととします。

それでは、議事次第の2の(1)飼料の公定規格の改正の①飼料の公定規格の備考の3の別表第3における飼料の原料の可消化養分総量、代謝エネルギー等の設定についての審議を開始いたします。

まず最初に、資料5-1、発酵加熱処理脱皮大豆油かすに基づき、合同会社DTMコンサルティングジャパンから説明をお願いします。

○合同会社DTMコンサルティングジャパン

ただいま御紹介いただきましたDTMコンサルティングジャパンの岸谷と申します。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

まず最初に、農水の方からも御説明がございましたが、今回、私自身の飼料原料に関する申請が初めてでございまして、基本的にちょっと初歩的なミスがございまして、それが昨日発覚したものですから、皆様には大変御迷惑をおかけいたしまして誠に申し訳ございません。まずはお詫びさせていただきます。

お手元でございます申請内容につきまして、簡単に御説明させていただきます。

まず、名称なんですけれども、先ほどから御案内では発酵脱皮大豆油かすということになっているかと思うんですけれども、実際の申請は発酵加熱処理脱皮大豆油かすというふうになっております。

定義といたしましては、脱皮大豆油かすを乳酸菌で発酵し、加熱処理したものであることというふうになっております。ただし、製造方法のところ、後ほど別途スライドを用いて御説明させていただきたいと思うんですけれども、そこで加熱処理のところを、お手元にもありますように高温乾燥というふうにしてしまったもので、ちょっとこういった問題が起きたのかなと考えております。大変申し訳ございません。

先に対象家畜に関してなんですけれども、ここにございますように反芻家畜のルーメン微生物消化たん白と未消化たん白のバランスをよくし、生産性を上げるために使用するバイパス大豆油かすというふうに考えております。おおむね50から600グラム、1日1頭当たりを目安に飼料に配合又は直接給与するというふうに考えております。

成分等は以下のとおりとなっております。

ここでスライドをちょっと共有させていただきたいんですけれども、共有はできていますでしょうか。

○畜水産安全管理課専門官 できております。

○合同会社DTMコンサルティングジャパン これはそちらのお手元とはちょっと違うところで、発酵加熱処理脱皮大豆油かすのフローチャートとなっております。大豆油かすと乳酸菌を入れて発酵させた上で、実際には加熱処理、100度から115度で40分加熱処理しております。その後、粉碎、ふるい、最終製品となっております。

この製品の特徴は、一般的に牛、反芻家畜用のバイパスたん白大豆油かすというのは、たん白をバイパスさせるために還元糖を添加して熱をかけて加熱処理してたん白とメイラード反応を起こしてバイパスさせるというのが通常の方法かと思えます。その意味では、公定規格の中に、加糖加熱処理大豆油かす、こういった大豆油かすにコーンシロップやビートシロップをかけるというのが現在流通している商品かと思えます。

それに対して、この商品は乳酸菌発酵の中で、特殊な乳酸菌の持つ力の中で、大豆油かすの中に含まれる大豆オリゴ糖、特に、ラフィノースだとか、それからスタキオース、こういった難消化性の繊維、オリゴ糖ですね、これを分解するアルファガラクトシダーゼを分泌する菌でございまして、この発酵の過程で大豆オリゴ糖を分解し、その際に生成する還元糖、これを利用して加熱処理し、たん白とのメイラード反応を起こすという製品でございまして。

これによって、脱皮するというのも一つなんですけれども、それと同時に、この処理を行うことによって大豆由来の還元糖、これを利用するというので、一般のバイパス大

豆油かす製品に比べたん白が高くなるというか、逆に言うと、一般的には還元糖を添加することによってたん白が薄まるわけなんですけれども、それが無いということが一つの特徴となっています。

製品に関する製造工程及びその特徴については以上のとおりでございます。

○川島部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局より公定規格の改正案について説明してください。

○畜水産安全管理課専門官 事務局より御説明させていただきます。

まず、先ほど申し上げましたとおり、資料6-1につきましては事前に配付しました資料から変更がございましたので、差し替えを行っております。恐れ入りますが、皆様は画面投影しているものを御確認いただければと思います。

こちらは、別表第3の可消化養分総量及び代謝エネルギーに係る改正案となります。

本申請品の発酵加熱処理脱皮大豆油かすにつきましては、3の植物性油かす類に牛の暫定値を追加する案となっております。

まず、補足事項なんですけれども、こちらに記載されております牛のTDNの値なんですけれども、暫定値申請におきましては、TDN及びMEについては消化試験によって得られた消化率と、20点以上の飼料を分析した分析試験によって得られた成分量の値から算出することとなっておりますが、今回、申請書に記載されていたTDNの値は、消化試験で用いた飼料の成分量を基に算出されておりました。

このため、本改正案のTDNについては、事務局の方で改めて計算したし直したものとなっております、申請書に記載されている値とは多少異なっておりますので、御留意いただければと思います。

名称につきましては、発酵処理の後に加熱処理を行っており、類似するものがないことから、発酵加熱処理脱皮大豆油かすといたしまして、追加する位置については、今ございます発酵脱皮大豆油かすの前とさせていただきたいと考えております。

また、備考欄に脱皮大豆油かすを乳酸菌（エンテロコッカス フェシウム）で発酵処理した後、115度で40分間加熱処理したものであること、また、栄養価は暫定的に定めたものであると記載させていただきたいと考えております。

続きまして、資料6-2でございます。こちら差し替えがございましたため、画面投影されている資料を御覧ください。

参考としまして、日本標準飼料成分表の大豆粕（加糖加熱処理）の値、また、飼料の公

定規格より加糖加熱処理大豆油かすの値を参考としてお示ししております。

本申請品に係る改正案については以上でございますが、そのほかの改正を併せて行う箇所について御説明させていただきたいと思っております。

また、資料6-1に戻っていただきまして、こちらの画面投影を御覧ください。

まず、申請品の二つ下にあります発酵脱皮大豆油かすの、備考欄に脱皮大豆油かすを乳酸菌で発酵処理したものであることとあるものがございますが、こちらは菌種を明確にするため、乳酸菌（ラクトバチルス アシドフィルス）で発酵処理したものであることと改めたいと考えております。

続きまして、更にその一つ下の発酵脱皮大豆油かす、これは備考欄に脱皮大豆油かすを枯草菌で発酵処理したものであること、栄養価は暫定的に定めたものであるとあるものがございますが、こちらの可溶無窒素物の値と粗繊維の値とが逆になった状態で告示されていたことが今回判明いたしましたので、修正し正しい値に改めることとしたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○川島部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。御質問等ありましたら挙手お願いいたします。

野中さん、お願いいたします。

○野中委員 野中です。御説明ありがとうございます。

先ほど業者の方からは加熱処理の温度について100度から115度で40分と御説明があったかと思っておりますけれども、告示改正案の方では115度、30分間というふうにお示しするというところでよろしいでしょうか。

○畜水産安全管理課専門官 野中委員、ありがとうございます。

こちらの改正案を作成した時点で、少しその温度幅についてのところの反映がまだできておりませんでしたので、先ほど申請者から説明のありましたとおり、温度幅を設けた改正案とさせていただきたいと思っております。

御指摘ありがとうございます。

○野中委員 ありがとうございます。

○川島部会長 ほかにどうぞ。ほかはありますか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 よろしいでしょうか。これはメイラード反応を起こすということなんですけれども、その粒子の大きさとかその辺というのはどんな感じになっているか御説明いただきたいなと思います。

○合同会社DTMコンサルティングジャパン 粒子ですか。

○佐藤委員 大きさですね。

○合同会社DTMコンサルティングジャパン 大きさですか。ちょっと私はその辺素人なんであれですけれども、何かその粒子のサイズというのが何らかのそのメリット、デメリットがあったりとか何かあるということですか。

○佐藤委員 はい、消化率とかにも関係あるでしょうし、その化学反応起こすところの反応速度にも関係するかなと思ってちょっとお聞きしたんですけれども、その辺は。

○合同会社DTMコンサルティングジャパン その粒子のそういったデータというのは見たことないものですから、申し訳ないんですけれども、確認させていただいた方がよろしいですか。現時点では持ち合わせておりません。

○佐藤委員 暫定値ということなので、余り大きな問題、今回問題はないかなと思うんですけれども、その辺で変わってきたりすることがございますので、ちょっと注意をいただければいいかなと思います。情報としてあった方がいいかなと思いました。

○合同会社DTMコンサルティングジャパン ありがとうございます。

○川島部会長 ありがとうございます。

私から1点だけ。オリゴ糖を分解する酵素を持った特定の乳酸菌エンテロコッカス フェシウムを使うということだったんですが、エンテロコッカス フェシウムであれば全てのエンテロコッカス フェシウムはそういう酵素を持っているのか、あるいは、特定の株しかそれを持っていないのか、そこら辺の特定は必要ないのでしょうか。

○合同会社DTMコンサルティングジャパン 詳細は分からないんですけれども、その菌が放出する様々な酵素だとか、そういったものに関してのデータはございます。その他のエンテロコッカスが出すのかどうかというのは、ちょっと知見がございません。

○川島部会長 分かりました。記載の方はこれで事務局の方、問題ないと考えますか。

○畜水産安全管理課長補佐 そうですね。特定の株でないと今回の反応が起こらず、同じような栄養価にならないということとなると株まで特定すべきかと思うんですけれども、ちょっとその情報が確認できないとなると、確認した上でなるろうかと思います。

○川島部会長 分かりました。

ほかに質問等、ありますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

続きまして、資料5-2、肉骨粉（牛肉骨粉、ビーフミール）に基づき、一般社団法人日本畜産副産物協会から説明をお願いいたします。

○一般社団法人日本畜産副産物協会 私、日本畜産副産物協会の専務理事をしております伊藤と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

今回申請している品目は、ビーフミールでございます。今回、この申請に至った経緯につきまして若干御説明させていただきたいと思っております。

皆様方、御案内のとおり、平成13年に我が国でBSEが発生いたしまして、それに伴いまして肉骨粉につきましては全ての家畜への給与が禁止されたところでございます。ただし、チキンミールにつきましてはその原料が分かれているということで、11月には利用再開になったわけでございます。

と畜場から排出される豚とか牛の残渣等を活用した肉骨粉でございますが、その間、我々レンダリング業界といたしましては、まず、牛については健康牛由来の原料から作る健康牛由来のラインと、それと、死亡牛、特定危険部位を専門に処理する死亡牛のラインといったものに分けた次第でございます。さらには、と場での牛と豚の原料が分別できるというようなところもございますので、豚専用のラインといったものを作って対応してきたところでございます。

そういったこともございまして、平成17年4月には豚肉骨粉の飼料利用再開がなされたわけでございますが、牛の原料が含まれている肉骨粉についてはいまだ利用が再開されず、製造したものは全て焼却するといったことになっておりまして、令和4年度におきまして約9万6,000トンの肉骨粉が、これは死亡牛ラインのものも含まれますけれども、9万6,000トンの肉骨粉が焼却処分されております。

その中で健康牛由来の原料、いわゆる特定危険部位なり死亡牛を含まないラインから製造される肉骨粉というのが6万トン程度ございます。今回はこれについて飼料利用再開の動きがございまして、今回申請に至った経緯でございます。

飼料利用再開の経緯につきましては、先ほど古川室長から御説明がございましたように、昨年の5月に資材審議会飼料分科会において牛肉骨粉を豚、鶏の餌に使うことについては問題ないという答申を受けた後、農林水産省が食安委に評価依頼をし、古川室長の御説明があったように、本年2月15日に食安委のプリオン専門調査会において、牛肉骨粉を豚、

鶏用の飼料に使ったとしても人への健康影響評価は無視できるといった評価がなされているところがございます。

当協会といたしましては、昨年11月に農業資材審の飼料分科会の答申を踏まえ、牛肉骨粉の成分分析並びに栄養価の評価を科学飼料協会にお願いいたしまして、本年2月に本申請に至った次第でございます。

それでは、申請資料に基づきまして御説明したいと思います。

別紙の2になりますけれども、名称はビーフミール、定義はここに書いてありますようにと畜場、食肉カット工場から出る牛の不可食部位を切断し、蒸煮、搾油したものでございます。

製造工程につきましては別紙1に、次のページにございますが、牛肉骨粉の製造工程、牛の生原料（骨、くず肉等の不可食部位）、ただし、これは死亡牛と特定危険部位を除いておるものでございます。これをクラッシャー、粉砕機で粉砕しまして、クッカーにて加熱処理いたします。そうすると脂肪が溶出し、たん白質は凝固して水が分離するということになりまして、この固液状態となったものを更に加熱することによって蒸発させ、これを圧搾して固形部分、肉骨粉と液体部分、水と油に分離するといったことになっております。

分離した油の一部は敷油という形でまたクッカーに戻されまして、いわゆるクッカーの中には相当量の油が存在するといった中に原料をどんどん投入していく。言わば天ぷら方式と言われておりますが、油の中で原料を炊いて水分を飛ばして油と固形物に分けると。その固形物が肉骨粉として利用されるわけでございます。肉骨粉につきましては、その後、粉砕をいたしまして、ふるいがけをして、商品として出荷するといったような状況になってございます。

次に、別紙2の方に戻っていただきまして、対象家畜につきましては鶏と豚でございます。御案内のとおり、牛には動物性たん白質を給与してはならないということになっておりますので、これは豚と鶏になります。

それと、使用目的としては、エネルギーの補給とたん白質、リン、カルシウムの供給と書いてございますが、たん白質につきましてはCPが40を超えるという水準にあることから、たん白質の供給とさせていただいております。リン及びカルシウムの供給につきましては、配合飼料の使用原料でございますトウモロコシのカルシウムが0.1%未満であるといったようなことから、この牛肉骨粉のデータではございませんけれども、日本飼養標準

によりますとBSE発生前の肉骨粉にはカルシウムが11%、リンが5%といった水準で含まれていることになっておりますので、リン及びカルシウムの供給とさせていただいてるところでございます。

使用割合につきましては、BSE発生以前、これは牛肉骨粉ということではございませんが、いわゆる肉骨粉の配合飼料への使用量というのがレイヤーで約3%、ブロイラーも3%、豚が1%程度ございました。そういったことから、今回、これは牛肉骨粉ではございませんけれども、肉骨粉全体の使用割合としてこの程度の水準を想定しております。

さらに、使用量でございますけれども、BSE発生前は輸入も含めまして約40万トンの肉骨粉が配合飼料に使用されておりました、このぐらい想定されるのではないかなと思います。どうなるか分かりませんが、意欲的にこういう数字で整理させていただいております。

以下、成分量につきましては表のとおりでございます。

消化率についてもこのとおりでございますが、成分量の一般成分につきましては、20例の平均値としてございますが、科飼協さんの資料のところをちょっとお願いしたいんですが、飼料の検体で20検体がございますが、その左の方に11月29日2とか11月30日2とございます。これは実はこの肉骨粉の供試品を提供いただいたのは、あるレンダリング業者でございます。今現在、牛肉骨粉を製造しているレンダリング事業者というのが約33社ございますけれども、と畜場で豚と牛がきれいに分かれていないとかいったようなこともございまして、豚の原料が相当程度含まれているレンダリング業者が多いところでございます。

そういった中で、この供試品を頂いた業者は三つのと畜場から原料を主に供給を受けておりますけれども、一つは牛専用のと畜場でございまして、残りの二つはと畜場の中で牛と豚の原料が分離されているといったような原料を使っております。この原料につきまして、牛以外のものが含まれていないというようなことについては確認をしております。

そこにあります試料品のナンバーで書いてありますけれども、11月29日の2というのは、11月29日のバッチの2番目ということになります。中段に11月29日の3とありますけれども、これは11月29日の3番目のバッチといったようなことで、それぞれバッチが異なる、日にちの異なるものから20件の試料を頂いて、試験に供したところでございます。

栄養調査の方につきましては、4日分の飼料を混合いたしまして、それを栄養試験の方に供したということになってございます。

私の方からの説明は以上でございます。

○川島部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局より公定規格の改正案について説明してください。

○畜水産安全管理課専門官 公定規格の改正案を御説明する前に、本件の手続の進め方について御説明させていただきます。

本部会の冒頭の挨拶にもございましたとおり、牛肉骨粉の鶏・豚用飼料への利用再開の審議につきましては、昨年10月に農業資材審議会から答申が得られ、現在、食品安全委員会において御審議いただいているところです。このため、本件の公定規格の改正については、現在の食品安全委員会プリオン専門調査会で取りまとめられた評価書案の内容を前提として御審議いただくこととなります。

今回、一定の結果が得られた場合は答申までは行いますが、今後、食品安全委員会において実施するパブリックコメントの結果等から、前述いたしました評価書案の内容に変更が生じる可能性がございますので、御承知おきをお願いいたします。また、そのため、本件に関するパブリックコメント等の手続につきましては、食品安全委員会からの評価結果を頂くまでは、牛肉骨粉の鶏・豚用飼料への利用再開と同様に待つこととさせていただきます。

それでは、別表第3の可消化養分総量及び代謝エネルギーに係る改正案について御説明いたします。

肉骨粉（牛肉骨粉、ビーフミール）につきましては、4の動物質性飼料に鶏及び豚の暫定値を追加する案となっております。

また、TDN及びMEにつきましては、1点目の申請品と同様なんですけれども、こちら事務局の方で改めて計算し直した値となっておりますので、申請書に記載されている値とは多少異なってございます。

名称につきましては、前例として肉骨粉（豚肉骨粉・ポークミール）がございまして、今回のものについては豚の部分を牛、ポークの部分をビーフとし、前例に倣った表記とさせていただきたいと考えております。

また、備考欄に牛由来の原料から製造したCPがおおむね47%のものであること、栄養価は暫定的に定めたものであると記載させていただきたいと考えております。

資料6-2を御覧ください。参考まで、公定規格の肉骨粉（ミートボーンミール）、また、日本標準飼料成分表のポークミールの値をお示ししております。

豚肉骨粉は豚由来の原料から製造したものであり、肉骨粉（ミートボーンミール）はそ

れ以外の動物由来、具体的には馬由来の原料から製造したものです。

今回の申請品は、原料が参考としてお示しした二つのものとは異なりますので、別のものとして記載させていただきたいと考えております。

以上になります。

○川島部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

1点、私の方から質問させてください。先ほど御説明の中で牛の肉骨粉に豚の原料が混ざっていることが多いということをおっしゃられたんですけれども、私の理解としては、豚と牛というのはラインが分けられていると思ったんですが、豚の原料が混入して入っている背景というものが分かりましたらお教えてください。

○一般社団法人日本畜産副産物協会 確かにラインは分かれています、例えばそこで人が行き来をすとかいうようなことだとクロスコンタミネーションが起こるということで、なかなか同じと畜場であっても豚と牛が分別されているとは認め難いというようなところが結構あるようでございまして、当然、シューターで下りてくるところは別なんですけれども、例えば人が行き来すとか、厳しい話ですけれども、トイレが共用だった場合は駄目だとかというのものもあるようでございまして、なかなかその分けた原料を提供できるようなと畜場というのは少のうございます。

○川島部会長 ということは、そういうところから出てきたものは餌としては使われていないという理解で。

○一般社団法人日本畜産副産物協会 ええ、鶏、牛、豚混合原料として扱うことになりますので、それは健康牛由来のラインに入れて、豚の量が多くても活用できないといった状況になっております。

○川島部会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかに質問はありませんか。

それでは、続きまして、資料5-3、牛に由来する肉骨粉の豚・鶏への使用解禁に伴う栄養価の設定等について、事務局から説明をお願いいたします。

○畜水産安全管理課長補佐 資料5-3に基づきまして、説明の方をさせていただきたいと思っております。

先ほどの資料5-2の審議でも背景についてお話がありましたが、牛に由来する肉骨粉

につきましては、現在、養殖水産動物用のみに使用することができます。

現在、鶏・豚用飼料への利用再開に当たり、食品安全委員会において御審議いただいているところです。

今後、鶏・豚用の飼料に使用することができるようになりますと、鶏や豚用の配合飼料には可消化養分総量TDN又は代謝エネルギーMEを表示する必要があります。その算出に当たりましては、原料の配合割合にその原料別のTDN又はMEを乗じて合計することということになっております。

表示の基準及び配合飼料における算出につきましては、資料5-3の2ページ目以降の参考1及び2を御確認いただければと思います。そのため、先ほど御審議いただきましたが、牛肉骨粉のTDNとMEについて暫定値申請があったということになります。

また、肉骨粉の栄養価につきましては、2001年のBSE発生以前については、原料の畜種を特定しない肉骨粉というものが公定規格の別表に記載されておりました。それが一旦使用禁止となりまして、その後、2005年に豚肉骨粉が解禁されております。その際、豚肉骨粉について栄養価が評価されております。

そして、直近ですと、2020年に馬肉骨粉が解禁された際には、馬のみを原料とし肉骨粉を製造することが実態上ないということもありまして、暫定的に従前の肉骨粉の栄養価を使用することができるよう、公定規格に暫定的に追加しております。

また、豚肉骨粉が解禁された際には、豚と鶏を原料として製造する原料混合肉骨粉について、豚肉骨粉とチキンミールの栄養価に、原料となる豚残渣と鶏残渣の使用割合をそれぞれ乗じて合計することと規定したことから、馬を原料に使用する場合には、同様の考え方にに基づき、暫定的に追加した肉骨粉と豚肉骨粉、チキンミールの栄養価に、原料となる馬残渣と豚残渣、鶏残渣の使用割合をそれぞれ乗じて合計することとして算出する規定を定めております。

今回、牛に由来する肉骨粉の栄養価を暫定値として規定するのに併せまして、これまでの肉骨粉と同様に暫定値として申請されたものと、粗たん白質CPの含有量が異なる場合のTDNとMEの算出方法、それと他の畜種の残渣を原料に用いた場合の肉骨粉についても算出できるよう、計算方法を改正したいと考えております。

今回、配付資料としてはお配りしていませんが、その算出方法について考え方を共有画面でお示ししたいと考えております。

まず、肉骨粉やチキンミールのように動物性のたん白質の飼料につきましては、原料に使

用する畜産残渣の部位ですとか製造方法等の違いによってCPなどの栄養成分が必ずしもある一定の値に平均化されないものについては、従来から公定規格の別表第3に掲載されているCP含有量と異なる場合には、その当該原料のTDNまたMEにつきましては、各成分含量、そして成分含量ごとの消化率、また代謝率から算出できるよう算出式を定めております。ですので、今回の牛由来肉骨粉についても同様に算出できるよう手当したいと考えております。

続きまして、牛以外の畜種を原料に用いた場合の原料を混合した肉骨粉については、先ほど御説明いたしましたような豚、鶏の混合肉骨粉と同様に、混合肉骨粉の成分量、また各肉骨粉の消化率、そして原料である畜種ごとの比率から算出できるように手当したいと考えております。

以上です。

○川島部会長 ありがとうございます。

引き続き、事務局より公定規格の改正案について説明してください。

○畜水産安全管理課専門官 資料6-3を御覧ください。

こちらは、備考の3の第2章に規定される可消化養分総量及び代謝エネルギーの計算方法に係る改正案となります。

まず、3の配合飼料の消化養分総量の値の表につきまして、原料名の欄に肉骨粉（牛肉骨粉、ビーフミール）を新たに加えることとしたいと考えております。

また、その1段下になります、いわゆる原料混合肉骨粉につきまして、肉骨粉（牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する原料を混合して製造したもの）としまして、畜種として牛、めん羊、山羊を追加する案となっております。

その右の欄に移りまして、こちら算出方法の欄につきましては肉骨粉（牛肉骨粉、ビーフミール）を原料名の先頭に追加する案となっております。

続きまして、4の配合飼料の代謝エネルギーの値につきまして、こちらの表につきましても原料名の欄に肉骨粉（牛肉骨粉、ビーフミール）を新たに加えることとしたいと考えております。

また、1段下の原料混合肉骨粉につきましても、3の表と同様に肉骨粉（牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する原料を混合して製造したもの）として、畜種を追加する案としております。また、その右の算出方法の欄につきましても、3の表と同様でございますが、肉骨粉（牛肉骨粉、ビーフミール）を原料名の先頭に追加する案としておりま

す。

以上でございます。

○川島部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。挙手をしてお願いたします。よろしいでしょうか。

それでは、全ての質疑が終了しましたので、審議内容の整理のため、20分ほど時間を取りたいと思います。傍聴者、申請者には一旦退席いただきますので、事務局から案内をお願いいたします。

○畜水産安全管理課長補佐 傍聴者、申請者の方は退席ボタンを押して会議から退席をお願いいたします。

審議内容の整理は、この後11時から開始したいと考えております。その際、申請者を個別にお呼びして説明いただく場合がありますので、ウェブで御参加の方はパソコンの前で待機をお願いいたします。

審議の再開は11時20分頃を予定しておりますが、多少前後する可能性がありますので、再入室を希望される傍聴者の方は、時間に余裕を持ってログインの上、パソコンの前で待機をお願いいたします。

では、申請者の方、また傍聴者の方は退席をお願いいたします。

(申請者、傍聴者 退室)

(申請者、傍聴者 入室)

○川島部会長 それでは、審議を再開いたします。

まず、発酵加熱処理脱皮大豆油かすについては、公定規格における温度設定のところを115度とあったところを、100度から115度に修正した上で承認してもよろしいでしょうか。異議等ありましたら挙手をお願いいたします。

異議ないというところで、それでは、審議の結果、発酵加熱処理脱皮大豆油かすについては、公定規格の原案の温度設定のところを115度のところを100度から115度に変更した上で承認することといたします。

次に、肉骨粉（牛肉骨粉、ビーフミール）については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

それでは、審議の結果、肉骨粉（牛肉骨粉、ビーフミール）については原案のとおり承

認することといたします。

最後に、牛を含む肉骨粉の栄養価については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

それでは、審議の結果、牛を含む肉骨粉の栄養価については、原案のとおり承認することといたします。

以上、飼料の公定規格の改正については、改正案のとおり承認することといたします。よろしいですね。

ありがとうございました。

全ての審議が終了しましたので、事務局は答申案の準備をお願いいたします。

○畜水産安全管理課長補佐 答申案を読み上げさせていただきます。

飼料の公定規格の一部改正に関する諮問について答申。令和6年3月5日付け、5消安第7003号をもって、諮問のあった標記の件について下記のとおり答申する。

記。1、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第26条第1項の規定に基づき定められた飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号、以下「公定規格」という）の備考の3の別表第3に、別紙1のとおり飼料原料名の欄に掲げる飼料原料等の可消化養分総量、代謝エネルギー等を定めることは適当と認める。

2、公定規格の備考の3の第2章に規定される可消化養分総量及び代謝エネルギーの計算法の一部を、別紙2のとおり改めることは適当と認める。

以上でございます。

○川島部会長 それでは、本日付けで農林水産大臣に答申することといたします。

○畜水産安全管理課長補佐 ありがとうございます。本答申の御趣旨を十分踏まえまして、事務手続を速やかに進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○川島部会長 続きまして、議事次第の2の（2）その他ですが、事務局から何かありますか。

○畜水産安全管理課長補佐 本日の議事録について御説明いたします。

本日の議事録は公表することとしております。事務局で速やかに案を作成し、委員各位に御確認いただいた上で、当省のホームページに掲載させていただきたいと考えております。

もう1点、事務局より御報告がございます。本飼料栄養部会の勝俣委員が本年度をもつ

て御退任されることとなりましたので、この場をお借りしまして御紹介させていただきたいと存じます。

勝俣委員におかれましては、家畜栄養学、主に豚の専門家として平成26年5月に農業資材審議会の専門委員に御就任、当飼料栄養部会に御所属いただきまして、10年間にわたり部会における審議に御貢献いただきました。あいにく、本日は御都合により御欠席となつてしまいましたが、御退任に当たりまして御挨拶文をお預かりしておりますので、事務局で代読させていただきたいと考えております。

では、読み上げさせていただきます。

飼料栄養部会の皆様、麻布大学の勝俣です。

部会が開催されている3月19日はタンザニアへ出張しておりますので、申し訳ありませんが部会を欠席させていただきます。

先日、事務局から審議会の運営上、農業資材審議会委員を務めて10年になるため今年度までとの御案内を頂きました。10年という実感はありませんでしたが、農研機構から麻布大学に異動したタイミングで就任いたしましたので、確かに10年経過したことになります。

飼料栄養部会では、新しい飼料原料の効果と安全性を審議する場に立ち合わせていただき、いろいろと勉強させていただきました。新型コロナウイルス感染拡大以降は、農水省の会議室に集まることもなく、皆様と直接お会いする機会がなくなったことが残念と言えれば残念です。

10年間ありがとうございました。飼料栄養部会がこれからもミッションを確実に果たされることを願っております。またどこかで御一緒することもあるかと思います。引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

委員には貴重な御意見を頂き、飼料の品質改善に多大な御尽力を頂きました。この場をお借りして、事務局より厚く御礼申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○川島部会長 それでは、これで本日の飼料栄養部会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時28分閉会